

舞風台 訪問リハビリテーション事業所 運営規定

(運営規定設置の主旨)

第一条 医療法人八女発心会が開設する舞風台訪問リハビリテーションにおいて実施する訪問リハビリテーション及び介護予防訪問リハビリテーション（以下「事業所」という。）の適正な運営を確保するために、人員および運営管理に関する事項を定める。

(事業の目的)

第二条 本事業の行う事業は、要介護状態及び要支援状態と認定された利用者（以下単に「利用者」という。）に対し、介護保険法令の主旨に従って、訪問リハビリテーション計画を立て実施し、利用者の心身の機能の維持回復を図ることを目的とする。

(運営の方針)

第三条 本事業所は、訪問リハビリテーション計画に基づいて、理学療法士、作業療法士、言語聴覚療法及びその他必要なりハビリテーションを行い、利用者の心身の機能の維持回復を図り、利用者が一日でも長く居宅での生活維持できるような居宅ケアの支援（以下、単に「サービス」という）に努める。

- 2 本事業所では、利用者の意思及び人格を尊重する。
- 3 サービス提供の実施にあたっては、居宅支援事業者、その他の保険医療福祉サービス提供者及び関係市町村と綿密な連携をはかり、利用者が地域において総合的サービス提供を受ける事ができるように努める。
- 4 サービス提供にあたっては、懇切丁寧を旨とし、利用者又はその家族に対して療養上必要な事項について、理解しやすいように指導又は説明を行うとともに、利用者の同意を得て実施するように努める。

(事業所の名称及び所在地)

第四条 本事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- | | |
|-----------|-------------------------------|
| (1) 事業所名 | 舞風台 訪問リハビリテーション |
| (2) 開設年月日 | 平成 24年 12月 1日 |
| (3) 諸雄在地 | 福岡県八女郡広川町大字水原1498番地 |
| (4) 電話番号 | 0943-32-0333 FAX 0943-32-1451 |

(従業者の職種、員数及び職務の内容)

第五条 本事業所の従業者の職種、員数は、次の通りであり、必置職については法令の定めるところによる。

- (1) 管理者 1名
- (2) 理学療法士・作業療法士・言語聴覚士（法定必要数）（常勤兼務による）

第六条 前条に定める従業者の職務の内容は、次の通りとする。

- (1) 医師が、診療に基づき、利用者の病状、心身の状況、希望及びその置かれている環境を踏まえて、当該サービスの目標、当該目標を達成するための具体的なサービス内容等を記載した訪問リハビリテーション計画を作成する。
- (2) 理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士が、利用者のリハビリテーションプログラムを作成するとともに、訪問リハビリテーション利用者や、その家族等に対し、利用者の自宅に赴き、訪問リハビリテーション計画の作成・変更を行うほか、機能訓練の実施や在宅生活に関する指導を行う。

(サービス提供日及び提供時間)

第七条 本事業所のサービス提供実施日及び提供時間は以下の通りとする。

- (1) 提供実施日は月曜日から土曜日までとする。
- (2) 提供時間は、8時30分から17時30分までとする。ただし8時30分より移動開始、17時30分までに移動終了を原則とするため、サービスを提供する区域によって移動時間を考慮するものとする。
- (3) 休日は、日曜日、及び翌年1月1日とする。

(利用者負担の額)

第八条 利用者の負担の額は以下の通りとする。

- (1) このサービスを提供した場合の利用額は、厚生労働大臣の定める基準によるものとし、指定訪問リハビリテーション及び指定介護予防訪問リハビリテーションが法定代理受領サービスであるいは、厚生労働大臣が定める割合とする。
- (2) 第九条に規定する通常の実施地域を超えてサービスを提供する場合は、及びサービス提供に際し、有料駐車場を使用する場合等においては、前項に定めるものの他に別途徴収することがある。
- (3) 前項及び前々項の費用の支払いを受ける場合には、利用者等又は、その家族に対して事前に当該サービスの内容及び費用について文章で説明した上で、支払いに同意する旨の文書に署名を受ける事とする。

(サービス提供地域)

第九条 サービス提供地域は、当事業所から利用者居宅まで片道20分程度の範囲内とし、別表1の通りとする。

2 事業所と利用者との間で、サービス内容・交通費等について十分に協議の上、前項の提供地域を超えて、実施することがある。

(サービス提供にあたっての留意事項)

第十条 利用者の変更などについては早めに連絡を行う。

2 サービスの提供中に利用者に病状の急変等が生じた場合は、必要に応じて臨時応急の手当てを行うとともに、速やかに主治医へ連絡を行い指示を求めるものとする。

(従事者の服務規律)

第十一条 従事者は、関係法令及び諸規則を守り、業務上の指示命令に従い、自己の業務に専念する。サービスにあたっては、協力して事業の秩序を維持し、常に次の事項に留意すること。

- (1) 利用者に対しては、人格を尊重し、懇切丁寧を旨とし、責任を持って接遇すること。
- (2) 常に健康に留意し、明朗な態度を失ってはならない。
- (3) お互いに協力し合い、能率の向上に努力するように心掛けること。

第十二条 従業者の資質向上のために、その研修の機会を確保すること。

(従業者の就業管理)

第十三条 従業者の就業に関する事項は、別に定める医療法人八女発心会 介護老人保健施設舞風台の就業規則によるものとする。

(従業者の健康管理)

第十四条 従業者は、医療法人八女発心会 介護老人保健施設舞風台が同法人内の姫野病院が行う健康診断を受診すること。

(守秘義務)

第十五条 管理者は、従事者等に対し、従事者である期間及び従業者でなくなった後においても、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らすことがないように指導教育を適時行うほか、従事者等が本規定に反した場合は、第十三条の規定に従って、厳正に処分するものとする。

(その他運営に関する重要事項)

第十六条 運営規定の概要、従事者の勤務体制、利用者負担の額及び苦情処理の対応については、事業所内に掲示する。

- 2 指定訪問リハビリテーション及び指定介護予防訪問リハビリテーションに関する政令及び通知並びに本運営規定に定めのない、運営に関する重要事項については、医療法人八女発心会の理事会において定めるものとする。

附 則

この運営規程は、平成 24 年 12 月 1 日より実施する。

この運営規定の改定は、平成 25 年 9 月 1 日より実施する。

この運営規定の改定は、平成 27 年 2 月 1 日より実施する。

この運営規定の改定は、令和 3 年 4 月 1 日より実施する。

訪問リハビリテーション重要事項説明書
(令和 6年 6月 1日現在)

1 舞風台訪問リハビリテーションが提供するサービスについての相談窓口

電話 0943-32-0333 (午前8時30分～午後5時30分まで)

担当: 武田 雅史 (理学療法士)

* ご不明な点は、おたずねください。

2 舞風台訪問リハビリテーションの概要

(1) サービス提供範囲

名 称	舞風台 訪問リハビリテーション
所 在 地	福岡県八女郡広川町大字水原1498番地
事業所番号	4053580082
サービスを提 供する対象地域*	別紙参照

* 上記地域以外の方でもご希望の方はご相談ください。

(2) 訪問リハビリテーションの職員体制

職 種	員 数	
医師	1	訪問診療による指示、管理
理学・作業療法士 言語聴覚士	3	リハビリテーションプログラム等を作成し、理学療法、作業療法その他必要なりハビリテーションを計画的に行う

(3) 営業時間

月～土曜日	午前8:30～午後5:30	提供時間	午前9:00～午後5:00
日曜日・1月1日	定休日		

3 提供するサービス内容

別の医療機関の医師からの診療情報提供に基づき、当施設の医師による診察を行い、理学療法士等にリハビリ実施の指示を行います。理学療法士等はリハビリテーション評価を実施して「訪問リハビリテーション実施計画書」を作成し、ご利用者様やご家族に説明、同意を頂いた後に訪問リハビリテーションのサービス提供を実施致します。訪問リハビリテーションを継続するには、3ヶ月に1回の別の医療機関の医師からの診療情報提供書と当施設の医師の診察が必要です。また訪問リハビリテーション実施契約書の締結が必要となります。

4 料金

利用料金
契約書別紙のとおり

5 サービスの利用方法

(1) サービスの利用開始

電話、文書及び事業所への来所により受けつけます。

サービスの提供の依頼を受けた後、契約を結び、訪問リハビリテーション計画を作成して、サービスの提供を開始します。

※ 居宅サービス計画 (ケアプラン) の作成を依頼している場合は、事前に介護支援専門員とご相談ください。

(2) サービスの終了

① 利用者のご都合でサービスを終了する場合

サービスの終了を希望する日の7日前までに文書でお申し出下さい。なお、文書は当方で用意してありますので、必要なときはお申しつけください。

② 当施設の都合でサービスを終了する場合

人員不足等やむを得ない事情により、サービスの提供を終了させていただく場合がございます。その場合は、終了30日前までに文書で通知いたします。

③ 自動終了

以下の場合、双方の文書がなくても、自動的にサービスを終了いたします。

- ・ 介護保険給付でサービスを受けていた利用者の要介護認定区分が、非該当（自立）と認定された場合
- ・ 利用者が介護保健施設等に入所した場合
- ・ 利用者がお亡くなりになった場合や被保険者資格を喪失した場合

④ その他

- ・ 当施設が正当な理由なくサービスを提供しない場合、守秘義務に反した場合、利用者やご家族などに対して社会通念を逸脱する行為を行った場合、または当施設が倒産した場合、利用者は文書で解約を通知することによってすぐにサービスを終了することができます。
- ・ 利用者が、サービス利用料金の支払いを2ヶ月以上遅延し、料金を支払うよう催促したにもかかわらず30日以内にお支払いがない場合、または利用者やご家族などが当社や当社のサービス従業者に対して本契約を継続し難いほどの背信行為を行った場合は、文書で通知することにより、すぐにサービスを終了させていただきます。

6 舞風台訪問リハビリテーションの特徴等

(1) 運営の方針

- ① 当施設では、訪問リハビリテーション計画に基づいて、理学療法、作業療法及び言語療法その他必要なりハビリテーションを行い、利用者の心身の機能の維持回復を図り、利用者が1日でも長く居宅での生活を維持できるよう在宅ケアの支援に努めます。
- ② 当施設では、明るく家庭的雰囲気重視し、利用者が「にこやか」で「個性豊かに」過ごすことができるようサービス提供に努めます。
- ③ 当施設では、介護老人保健施設が地域の中核施設となるべく、居宅介護支援事業者、その他保健医療福祉サービス提供者及び関係市区町村と綿密な連携をはかり、利用者が地域において統合的サービス提供を受けることができるよう努めます。
- ④ サービス提供にあたっては、懇切丁寧を旨とし、利用者又はその家族に対して療養上必要な事項について、理解しやすいように指導又は説明を行うとともに利用者の同意を得て実施するよう努めます。

(2) サービスの利用のために

事 項	有 無	備 考
日曜日の実施の有無	有 <input type="radio"/> 無 <input checked="" type="radio"/>	日曜日 定休日
1月1日の実施の有無	有 <input type="radio"/> 無 <input checked="" type="radio"/>	1月1日 定休日
従業員への研修の実施状況	<input checked="" type="radio"/> 有 <input type="radio"/> 無	年1回以上実施しています
サービスマニュアルの作成	<input checked="" type="radio"/> 有 <input type="radio"/> 無	

(3) サービスの利用のための留意事項

- ・ 体調確認と体調不良の場合の対応 体調確認(体温・血圧・脈拍等)の実施
不調時は医師の診察によります
- ・ 機能訓練の内容 利用者の状態にあった訓練(基本動作・ストレッチ・筋力トレーニング)を提供します。
- ・ その他 悪天候(積雪・台風等)により、サービスが提供できない場合があります

7 緊急時の対応

事業者は、現に訪問リハビリテーションサービスの提供を行っているときに利用者に容態の急変が生じた場合、家族または緊急連絡先へ連絡するとともに速やかに主治医に連絡を取る等必要な措置を講じます。

8 事故発生時の対応

施設サービスの提供にあたって、事故が発生した場合には、速やかに利用者の後見人及び家族又は身元引受人に連絡するとともに、必要な措置を講じます。

9 サービス内容に関する苦情窓口

① ご利用者相談・苦情担当

担当職員 武田 雅史 (理学療法士)

② その他

上記以外に、行政の相談・苦情窓口等に苦情を伝えることができます。

福岡県国民健康保険団体連合会	福岡県福岡市博多区吉塚本町13番47号
事務部介護保険課介護サービス相談窓口	電話 092-642-7859 FAX番号：092-642-7856
福岡県介護保険広域連合柳川大木広川支部	福岡県柳川市三橋町正行431 柳川市役所三橋庁舎内
	電話 0944-75-6301 FAX番号：0944-75-6340
広川町役場福祉課高齢者支援係	福岡県八女郡広川町大字新代1804-1
	電話 0943-32-1113 FAX番号：0943-32-5164
八女市役所健康福祉部介護長寿課	福岡県八女市本町647番地
介護保険係介護サービス	電話 0943-23-1353 FAX番号：0943-30-1505
久留米市役所健康福祉部介護保険課・	福岡県久留米市城南町15番地3
介護サービス	電話 0942-30-9205 FAX番号：0942-36-6845
筑後市役所市民生活部高齢者支援課介護保険担当	福岡県筑後市大字山ノ井898番地
	電話 0942-53-4115 FAX番号：0942-53-4119

10 施設の概要

名称 法人種別	医療法人八女発心会	
代表者役職・氏名	理事長 姫野 亜紀裕	
本部所在地・電話番号	福岡県八女郡広川町大字新代2316番地 0943-32-3611	
施設・拠点等	1 (介護予防) 通所リハビリテーション	1ヶ所
	2 (介護予防) 短期入所療養介護	1ヶ所
	3 介護老人保健施設	1ヶ所
	4 ユニット型介護老人保健施設	1ヶ所